

中国税政連

特別企画

林 自由民主党税制調査会
インナーに聞く
芳正



- 特別企画 林 芳正参議院議員に聞く…… 2
- 令和3年度与党税制改正大綱等建議項目等 ……15
- 伊木米子市長再選へ……………17
- 第49回（令和3年10月21日任期満了）衆議院議員総選挙における推薦候補者……………18
- 中国税理士政治連盟役員名簿……………19
- 税理士による国会議員等後援会一覧……………20

中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail: zeiseiren@chuzei.or.jp

interview

特別企画

林 芳正参議院議員に聞く



中国税政連広報委員会は、令和三年三月十三日（土）の午後、令和三年度税制改正大綱作成のキーマンである林 芳正自由民主党税制調査会小委員長代理を訪問し、下関市の議員事務所にてインタビューを行った。

重近会長と井上幹事長のほか林 芳正後援会から中尾友昭後援会長が出席され、岡本広報委員長の進行により、このたびの税制改正大綱を皮切りに、所得税の将来的展望、納税環境のデジタル化、令和五年導入予定のインボイス制度のほか、今後の税理士に期待する事柄についてお聞きした。

——広報委員長の岡本と申します。事前に項目をお渡ししているかと思いますがよろしくお願いたします。まず一番目に先生方のお力で令和三年度の税制改正が無事決定されたところです。三年前、宮沢先生にも同じ質問をさせていたのですが、この出来栄を自己評価すると何点でしょうか？

〈林〉これは一番難しい質問になります。八十点ぐらいかなと思います。その次に成果と苦勞した点と重複するかもしれませんが、今までと様相を異にしたのはコロナ禍の中の判断であったことです。ちょうど一昨日十周年を迎えた東日本大震災は、被災

した地域もしくは福島の場合は残念ながら原子力発電所の事故があったところがピークでした。それから段々復興が進んでいって、ある意味では先が「見える」ということですが、今回は税制の議論をしているコロナ禍では、来年度があるか？というこの見通しがつきにくい中で議論をせざるを得ないこともあり、中長期的な展望に立つて着々と進めていくということをやりにくい時期でありました。異例のことですが、春に税調を開き今回の展望を広範囲に決めていただいております。それを受けて令和三年度ということですから、コロナの影響をどのぐ

らい考慮するのか？また、景気対策という意味でどういうことができるのか？このような議論でございます。ある意味メリハリというものがなかなか取りにくく、方向性としては景気対策とかコロナ対策の方向性がより強く出ざるを得なかった。私は大綱の三番目の検討事項がなくなるまでは、百点満点はないだろうと思っております。そういう意味では減点せざるを得ない。ただそういう状況の中で、ある意味政治的な判断で、その次に申し上げますが固定資産税などは理屈で言えばもう少し細かくやらなければいけないところを、国民感情というよう

コロナ対策で整理判断させていた
だいたというところが、多少加
事由で八十点くらいかなと思っ
ております。

——先ほど春から始まってとい
うのは、税調審議は例年より前倒
しされていたということですか？

〈林〉 そうですね。本体の大綱を
作る税調は例年通り十一月から始
めたので、変動等の措置を決
めるために、一時的に春に開催し
たということです。〇二（東日本
大震災）の対応時とか例がなかつ
たわけではないのですが、そうい
う意味ではちょっと異例の対応で
すね。それ以降に継続審議をして
いたということではないです。

——四月以降については例年のス
ケジュール通りでしたか？

〈林〉 はい、例年は八月期限で各
省庁から予算の要求が概算要求と
いう形で出されます。このとき合
わせて税制に関する要望も出てい
まして、それに基づき今度は党と
して各種友好団体の皆様から要望
をお聞きして、政務調査会の各部
会でそれをまとめ重点化して税調
に要請する。これが通常のスキ
ームです。ただ政府の方は、今回は

コロナ対応もあり九月末に予算の
要求、税制の要求が一月ずれ込
んだと思います。

——そのあたり、八十点と仰って
いますが、目玉というか一番成果
と実感されている部分はどこで
しょうか？

〈林〉 先ほど申し上げました通
り、様々なコロナ対応、景気対策
の中で将来に向けてデジタル、グ
リーンという政策に沿って一定の
税制を作ることができたというこ
とでございます。議論は一昨年に
なりますが、令和二年度の税制改
正ではコロナ前ではありませんけ
ども、5Gやオープンイノベーション
税制を導入し、若干破格の税制
を作り企業に滞留しているお金を
何とか有効活用して将来の成長に
繋げるという思い切った税制をや
りました。それに続いて中長期的
な成長経路を確保する、投資する
ということができたというのは正
解だと思っています。

——去年の十一月三十日に先生を
はじめとしたメンバーで「新たな
経済対策に向けて」という提言を
総理に出されたとホームページで
拝見したのですが、その内容が今

のグリーンとかDXと繋がってき
ているのですか？

〈林〉 そうですね。去年のものは
自民党の経済成長戦略本部とい
うところがございまして、政調会
長が本部長で、実質的な責任者は
岸田会長時代から今度の下村さん
に代わって引き続きやってくれ
という組織で、岸田会長時代から
今年度は下村さんに代わって
四年目になります。毎年予
算の概算要求に先立って基
本的な政府の姿勢を決めた
「骨太の方針」を大体六月
ごろに閣議決定いたします
が、同時に「成長戦略実行
計画」というものを政府と
して閣議決定いたします。

これに向けて党として成長
戦略でこういうものが必要
だ、というものを秋くらい
から春にかけてまとめて、
それを政府に申し入れると
いうことをやっています。
それがあって政府の成長戦
略ができて、その後は随時
コロナ対策ですね。いろ
んな補正等をやってきてお
り、そういうものに対応し
て成長戦略本部やコロナ対

策本部と合同で会議をやってい
ます。何度か政府にも申し上げ
ますが、一番のメインは夏の申し
入れで、そこには特にデジタルと
グリーンがこれからは大事である
ということ、いろいろな申し入れ
をしております。特に、コロナで
去年の四月から緊急事態宣言とか
学校が閉鎖になるとい



とがありまして、特別定額給付金の十万円を支給するとか新しい施策が種々出てきたのですが、その時に役所に行列が出てはいけないうわけです。本来、諸外国を見ても給付が決定すると非常に速やかに支給がされていて、おそらくアメリカではソーシャルセキュリティナンバーのようなものに口座が紐づけされていて、「こういう対象の人に幾ら」という風に決まれば執行が非常にスムーズに行われる。日本の場合は十万円の支給の時に明らかにになりましたけれど、マイナンバーを使ってもいいということになりましたが非常に間違いが多かった。しかも、申請書を作ってしまったのだから、間違えてそこにチェックして、いつまで経っても送金されて来ないなど様々な失敗がありました。特に「官」、中央・地方の行政機関で、デジタル化を進めなければならぬということですが、このコロナ禍、緊急事態宣言下によって浮き彫りになってしまいました。常々OECDの中では最下位に近いと



ころにいると言われていたが、不幸なことですが国民の皆様が、それを実感させてしまいました。このようなことを経験し、これを急激に進めていくため、我々の分掌でデジタル推進委員会という形で強力な権限を持たせていくこととしました。しかしその後すぐに総裁選になり、岸田候補はそのまま政調会長でしたが、当時の菅候補もちょっと名前を変えてデジタル庁の創設を訴えました。これは一連の春から我々が作ったもの、それを受けた政府の成長戦略の閣議決定の流れを受けて、それを菅総理が一丁目一番地で平井大

臣という責任者を置いて進めています。この予算が成立し衆議院、参議院でも法律の審議が始まって、九月からデジタル庁がスタートすることになり、この点については今までと比べれば非常にスピード感のある展開ができたと思っています。

——今回の大綱の中で、前年以前の所得控除、ちょうど今（インタビュー時）、我々が確定申告の中で改正された基礎控除額の対応をしているのですが、これまでの所得税改正の中で各所得控除の人的控除の方向性が示されています。その方向性というのは今後も改正になっていくのか、今後の予測も含めてお話を聞かせください。

〈林〉我々も何年もこの税制の仕事をやってきましたので、インナーである私としても個人的におかしなことは言えないのですが、基本的な改正の考え方と、実際に改正する内容と、検討事項ということで三部構成としておりまして、今後どういう方向で税制改正をしていこうかという方針が検討事項としてまとめられています。

所得税に関するところでいくつかありますが、基本的には従来、夫婦・子ども二人でご主人が給与所得者で奥様は専業主婦、終身雇用というのが税収を考える上で大きなモデルでありました。確かに昭和から平成まではこういう方々が過半でしたが、平成後半くらいからはそうではなくなりました。特に、アベノミクスを推進するようになってからは、女性がどんどんと社会に進出していき、労働力人口が細っていることもあって大いに推進され共働きが当たり前になってきている。それから一人の世帯も増えてきている。それから転職ですとか、兼業・副業・フリーランスなど働き方が多様化されていまして、先ほど申し上げたモデルではなくなってきました。そうすると働き方、キャリアの選択に対して、税制、特に所得税がニュートラルでなくてはならないだろうということが基本的な考え方になります。それに従って、年金であったり相続も含めて基本的な考え方が、制度の安定性もありますので、急に令和になった

から全部ガラッと変えるわけにはとてもいけませんので、大きな方向性を持ちながら、徐々にそういう方向性に向かっていく。よって配偶者控除の見直し等も流れの中でやらしていただいています。

——配偶者控除、基礎控除の改正もそうですし、ひとり親控除もあり一通り出揃ったかなという感を受けています。

〈林〉 家庭の形、世帯の形に中立的にやっていくという意味での大きなところは出揃ったのかなと思っております。

——年金の給付段階において一時金が年金によって課税方式が異なったり、公的年金の控除金額について違和感があったり、我々も理論的な考え方はわかるのですが、納税者の方から質問を受けてもなかなか答えられないのが現状です。この大綱を読んだ時にすっきりさせてもらいたいなと思いました。その点は、今後どのような制度設計をしていかれるのでしょうか？

〈林〉 検討事項に書かせていただいたように、少子高齢化が進展して年金受給者が増大していくの

と、同じ世代の中での公平と、世代間での公平感という意味で難しい問題があると思います。税制は年金制度の改革と連動せざるを得ません。私も二十年近く前に最初に作るのに関わりましたけれど、

いわゆる401Kに代表されるような確定拠出型年金もいぶん増えてきています。これは確定給付型とはまた違った形になっていて、

民間が出しているいろいろな老後の生活のための貯蓄的な商品と段々と似てくるということもあって、それぞれひとつずつ理屈はあるのでしようけども、並べて見ると「なんでこうなっているの？」と皆さんお感じになると思

います。どうしても改造に改造を重ねていくため、大きく言うと拠出時、途中の運用時、そして給付時とでバランスを取るということと、それぞれの商品だったり制度だったりに着目するということから、個人に着目して、その個人の生活がどのようになっているのかということを考えないといけません。制度的にこれはこれでやっている、それはそれでやっているという理屈があっても、一人の個

人からして見ると「これはこれであろうことを知っていればこっちにしたのにな」ということもあります。アメリカでは、IRA (Individual Retirement Account) というのを導入しました。実はこ

れはご縁がありまして、私が国会議員になる前にアメリカの議会でインターンをしておりました。バ

イデンさんと同じデラウェア州選出の上院議員でロスさんというところに半年以上滞在しておりました。その名前をとって「ロスIRA」というのもひとつの種類

としてあり、机を並べていたスタッフが一生懸命法案を書いていたのを今頃になって思い出しておられます。そういう個人勘定のようなものを日本で作っているいろいろなものをそこにに入れて、そこでアカウントとして管理をする。そこに入れる時と出す時ということで一元化をしてやれば非常に見やすいし、公平感も出るのではと思います。実は、去年の政府税調でも有識者の方からそういうご提案があつて、それが非常に参考になるということ、党税調でも政府側からもこういう例があるという形

の説明を聞いております。検討事項にはさらっと「諸外国の例も踏まえつつ」と書いてありますが、これはひとつの有力な検討材料になるのではないかと思っております。

——証券税制の特定口座のようなイメージですか？

〈林〉 NISAみたいなものを作つて、これは証券投資だけでも、もう少し幅広くいろいろな年金をここに入れて、税制の優遇はありますけども401Kをやつてもいいし、例えば民間の本当の貯蓄型のいろんな商品をどう扱うのかも含めて、なるべくここで一



元的に管理していくイメージです。

——退職所得税制・退職控除についてですが、税理士のお客様には中小企業の経営者の方が多いのですが、皆さん税率の高さに悩んでいらつしやいます。一般事業者の方も同じだと思いますが、その中で退職金に対する所得税は唯一課税が軽減される非常に大きな領域になっております。ただ、国税庁としてはおそらくそれは中立的ではない、給与所得税と退職所得税の操作のような扱いを受けるのが気に入らないのではないかと。退職所得控除の改正があり高級官僚の天下りには二分の一課税の対象外になったりもしましたが、そこに手を付けたがっているのではないかと今回個人的に思ったのですが、その点はいかがでしょうか？

〈林〉これは全体的な話として、先ほど申し上げましたような大きなIRA的なものややって退職金も一時金と年金払いと選択できたりするので、それをIRAで管理しようという話があります。もうひとつは先程申し上げたように働き方が変わってきて、役所を天下

りして、いいところに行つて二〜三年お勤めしてリタイアという方以外にも、若くて外資系などに勤めて三年という方も出てきています。そういった方の中には三年で給与で貰うよりも、退職金の方で貰うようにすると、二分の一が適応される例が出てきているとの指摘があるので、そういう方に着目して、五年以内で、しかも高額の方だけということに限定的に穴を塞ぐということにしていますので、普通に今までのように長年勤められて退職金をもらう方には影響が及ばないようになっています。全体としては抛出運用給付の立体的なものを中長期的に検討しているところですよ。

——DXとデジタル化についてですが大綱の九ページに押印義務の見直しがあります。押印は日本の伝統ではありますが、コロナ禍で霞が関に押印にだけ行くというようなことが新聞にも出ていたのですが、これは四月一日にスタートすることになるのでしょうか？

〈林〉これは税法が通つて、おそらく参議院で予算が通ると同時に通るといことですが、それから

施行まで準備期間があるので、とは思いますが、私も施行期日のチェックはしてきませんでした。法律に施行日が書いてあると思いますが、今年の三月の税制改正には間に合いません。まだ法律が通つておりませんので今年度中はないでしょう。法律が施行され次第と思います。

——この中で一番気になるのは押印義務廃止後の税務申告について、申告書を紙で出す場合に納税者の申告の意思をどういう風に捉えるのかなというのがあります。これまではハンコをつけていましたが、税理士側が納税者の意思に関係なく一方的に出すというリスクも想定されます。

〈林〉一般的に今回の押印の変更については、基本的に今の制度で実印による押印とか印鑑証明書の添付を求めているものについてはそのままにしています。制度の趣旨に着目し、本人の意思の確認が重要で、実印や印鑑証明を求めているものについてはそのままとし、それ以外のものについては本人にサインだけでもらうということと同等の意思表示があったら



のということにする。これは税だけではなくて、制度全体としてそういう方向性としています。

——そうなるかと紙提出の場合に我々としては全部署名をもらわなければなりませんね。

〈林〉ハンコを押す際に署名に変えるとかですね。

——いわゆるアメリカとか諸外国のように。

〈林〉自分の実名を書く欄があると思います。押印してはいけないということではないですが、書類



の種類によって今までも求められたわけではなく、民法の原則でいうと意思の表示があればいいということですから。基本的には名前を書くかハンコを押すかで、法律的に実印か印鑑証明を求めるということは、それだけ丁寧にやりなさいということなので、それ以外のものについては、署名か押印かはそれぞれに応じてお任せということですよ。結果論として押印を求めてしまうとデジタル化が進まないということなんですね。例えば、この署名はデジタル署名なん

です。形式的には出てきますが、今回の制度では今まで実印・印鑑証明だったものは残すというものです。

—— 記帳水準の向上が大綱の十五〜十六ページにあります。今回、持続化給付金等で税理士会もいろいろな対応に追われたのですが、確かに個人事業者の方の中には記帳されていない方が多いので、我々も非常に苦労しました。その中で、クラウド会計ソフトを活用することによって省力化しながら記帳水準を向上させる。具体的にはどのような施策が検討されるのでしょうか？

〈林〉 大綱の百十八ページにそういうものでやっていただくと5%に相当する金額を控除して少イセンタイプをつけようということですよ。記録された事項に関して修正申告又は更生があった場合には、過小申告加算税の額について通常課される過少申告加算税の額から所得税及び消費税5%に相当する金額のインセンティブを付けます。これはちょっと議論になったのですが、きちんとした帳簿原則においてこの仕訳ができてい

ものを進めていこうという今までの流れがあったのですが、クラウドの中には現行の厳格な要件を充足しないものもあるけど、今何もやっていない人が帳簿を付けられないと。一回ずつやっておけば自動的にやってくれるという簡易なものがある。ある意味で何もやっていないところから簡易なものにレベルアップしてもらって、そこからちゃんとしたところにと、

松竹梅で言うとなにもしていない「梅」から「竹」というのでもいいじゃないかという案に対して、そしたら「松」から「竹」に下がる人もいるのではないかと、う議論がありまして、そこがいろいろ議論の結果、この「竹」というのは最終的なゴールではありませんが、それは「松」がいいのは当たり前ですが、今仰ったように、きちんと帳簿原則に則ってされていない個人事業者が七割いる状況を改善するため、こういう便利なものを使っていただき裾野を広げるといふ目的であり、すでにやっている人がこっちで楽をすることはないですよという議論をした上で書かしていただきました。

——この点でも結構議論があったということですか？

〈林〉 ありましたね。せっかく「松」を作ってやっているのに「竹」に降りてくる必要はないじゃないかという議論が結構ありまして、そうは言っても「梅」の人も随分いらつしやるということ、最終的にこういう恰好になりました。

——電子帳簿保存法ができて随分たちますが、実は税理士の中でもお客様に強く勧めてやっている方もいらつしやるのですけど、残念ながら要件が非常に厳しくて、私もこれまで三回くらいしかしたことがないですね。それは努力が足りないなと自分でも思っているのですが、今回、大綱の九ページを読むとかなりラフになっていると、いいですか、コロナ禍で背に腹は代えられないような状況がみられます。例えば九ページの②の中ですが、具体的には「事前承認制度を廃止する」、今は事前承認制度を廃止する、今は事前承認制度を廃止する、今は事前承認制度を廃止する。また「現行の厳格な要件を充足する事後検証可能性の高い帳簿については、信頼性確保の観点

から優良な電子帳簿としてその普及を促進するための措置を講ずる」ということで、電子データを保存することを当面可能とするとか、領収書等の原本に代えてスキャナ画像保存制度の導入など、これはやっばり、コロナ禍で電子化を進めないとうにもならないということなのでしょいか？

〈林〉 おっしゃる通りです。先ほどの例で言うと、「梅」から「竹」というのを推進しようじゃないかというのでこれを書かしていただいて、やっばり入口を少し広くしないとなかなか入ってきてもらえないというのでこういうことをやったら、そうすると逆に不自然ではないかという意見が生まれ、したがって元々のところに後から加わったものが「当面」という言葉なのです。「当面」がないと、ずっと「竹」がいいよということになってまずいじゃないかというご意見がありました。

——確かに、大綱の中には「当面」という言葉があるのはあまり記憶にないですね。

〈林〉 「当面」というのはなかなか曖昧で。いつぐらいまでです

か？と。やっばり「松」から「竹」に下がる人が出てきてはいけないねという議論も踏まえて、これはあくまで過渡的なものですよというニュアンスを出すために「当面」になったという経緯がございませう。ただ、ある意味、先程のインセンティブと、こういう保存要件の緩和というかハードルを下げることによつて、なるべく多くの方に簡易にクラウド型のサービスも含めて使っていただくことで、まずは記帳していただきたい。その中から現行の厳格な要件を充足する事後検証可能性の高い電子帳簿についてはさらに優遇しますというので、バランスをとつて書いてあります。

——相続税と贈与税の今後の在り方ということで、個人的には今回一番インパクトが強いと思つていらっしゃるのですが、贈与税の改正が予測されます。これについては今後、日本の税制の中でものすごいインパクトのある重要な内容が書いてあるなということ、目を皿のようにして読んでしまいました。この中でその目的が二つありまして、高齢世代から若い世代に早い

タイミングで資産を移転するということと、一方でコロナ禍ということもあるのですけども、資産格差の是正。これはある面で正しい措置として認識しているのですけども、よく考えるとこれらは両立できない気がいたします。資産を持つている人が若い世代に資産を動かしたら資産格差が世代間で生じるし、かといって渡さなかつたら使わないということ、その点に違和感を感じると言いますか、同じ土俵の中で二つの議論をしていくというのは、いかがお考えでしょうか？

〈林〉そこはおっしゃる通りで難しいところがあるのですが、頭の整理としては、ここに書いてあるように、現状では高齢者から高齢者へ相続するというケースが増えてきています。昔は相続となると、相続人の方は現役世代にお渡しが、今は百歳の方から八十歳、七十歳の方に相続するようになつてきています。そういう意味ではもう少し早く、本当に資金が必要な現役世代にお渡ししてはどうかということ。そうします



と相続が発生する前ですから、贈与税と相続税をなだらかに徴収していくという方法がひとつあり、これまでも教育資金の一括贈与の非課税措置を作つてやってきた流れと、そういうことをやると必ず出る問題として格差が拡大化されるため、おそらく再分配を主としてやるのは所得税であると。所得税で再分配をするということをもうちよつとと言うと、消費税で社会保障の財源を充当すること自体が、実は社会保障のうち生活保護

はもちろんですけども、社会保障をやることによって所得の再分配効果がかなり出てまいります。所得税の累進で再分配すること、消費税と社会保障の一体改革によって再分配することで、格差を是正すると同時に、今度は老老相続に対して消費性向の高い世代に確実に行き渡ることによってお金が社会に回る。これを両立させるというのが頭の整理だという風に考えています。

——その中で、諸外国の例を見ながら大綱が記述されているのです



が、大綱を読んでみると、現行の暦年贈与の三年内加算の規定を今後改正して精算課税的な課税方式に改正するのかなと思っただけです。書かれている内容からすれば、今の贈与税制というのは中立的ではないということがあり、ひとつは日本の場合、贈与税率はあまりにも高いので、本来的には贈与が使いにくいように作られてあるのだけれども、実際には税理士とかがいろいろ支援して節税のために対策をしている。これは世の中のにはあまりよろしく思われていないのではありませんか。だから贈与税については本来、相続税の補完税としての性格から、贈与税は中立的で移転の時期によって税金が変わるようなことをしない方がよいという風に読めました。その中で海外の例というのはよく調べていないのですが、例えばアメリカでは一生涯累積するということを念頭に入れて、そういう含みを持たせながら将来変わっていくということが書かれているのかなと思います。その辺はどうでしょう。なかなかお応えにくいことだと思いますか？

〈林〉 おっしゃる通りで、相続で役割を果たしてもらうためには、贈与税があまりハードルが低いと、みんなこっちに行ってしまう。相続が発生しないということになつてはいけないということ。今までやってきました。逆に言うと、本来は基本的な考え方で相続税・贈与税一体的にやるべきところを、全体的な改革はなかなか難しいということもあって、まずは典型的な教育資金ですとか住宅資金というものに着目してやっていく。こうして種類が少しずつ増え、結局いろいろなものに使われてしまふ。あと、先程申し上げました相続税を機能させるために贈与税の性格が段々薄まってきてしまっているのではないかと思いついて、そろそろ本来的な贈与税と相続税の一体的な改革を行うこととして、大綱の十八ページ②に移転時期の選択に「中立的」と書かせていただいております。従って、「諸外国では」の少し上には「現在の税率構造では富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある」ということですので、逆に言うとアメリカ

力のように、どこで何をやって必要な時にどうやってということ。で、本当に必要なところに回るけれども、累積して公平に課税するという形というのは我々も税調の中で紹介してもらって議論しました。理屈としては筋の通った例だろうと思います。これもどこかで変えると言っていると、それに向けていろいろな動きがどうしても出てくるところが当然あるので、制度が決まればそれに対応して様々な動きがあるのは当然のことです。それから、それがあまりにも大きな経済的構造、例えば住宅にしても個人の大きな投資になるので、制度によって住宅産業の売り上げそのものに結構な影響が出るものですから、制度の変更によって住宅の売り上げが急速に減ったり増えたりがないようにしないといけないし、旧制度と新制度のバランスがあまりにも不公平だと遡及しろということになるので、そういうところに注意しながら議論しなければなりません。

——今のお話だと、現在の暦年課税の三年内加算の規定が、三年から五年になって、それから七年に

なってしまうような、そんなイメージがあるのですか？

〈林〉 短い相続時期というのは父親や母親がいつ亡くなるかというふうに直結するので、それを見越してということにどうしてものなるのです。長くすればするほどそれにあまり関わりなく、こちらの本来に必要な時期にファイナンスする意味があるのではないかと思えます。ただ、そうしますと中ではやっぱり贈与が間違っていたとか、いろいろなことが起きないのかとかという議論がありまして、時期の選択に中立的と言えば長い方になるというニュアンスになりますね。断言はできませんが。

—— 一番矛盾するのが、貰っても使わないと景気が良くなかない。使ってしまうと納税できなくなるので、それを税理士としては危惧します。使うのを促進する制度はいいのですが、使ってしまうと納税できないケースも出てくるのです。われわれ税理士の助言の多くは、暦年贈与の受贈者に対して、「これは使ってはダメですよ、納税資金に充てるんですよ」というようにむしろ「貯蓄」を促進して



いる面もありますが…(笑)

〈林〉 そこは、我々はずっと持っていて相続税で払っていたんだけどりはちゃんと消費をしていたら、その分モノが売れて、相続の課税総額が減ったとしても、乗数で言えば日本経済に対する影響はそちらの方があるだろうという意味です。

—— 今は三年なので、毎年贈与を受けても三年間しか持ち戻せないですけども、親が持っている財産を三十年間三十万円ずつ贈与して全部戻された時に、精算課税とし

て戻すじゃないですか。全てを消費してしまったら納税資金がなくなってしまう。だからアメリカみたいに長い期間でやると納税が困難な人が出てくる。贈与時に源泉徴収をすることも考えられますが…。

〈林〉 もしそういうことが懸念されるのであれば、なんらか予防措置を講じるとか、そもそも最低限これぐらいは必要だと親の財産に残しておくとか、いろいろなことが考えられます。早くそういう議論ができればいいのですが。実際そこまでの本格的な検討を進めると書いてはありますが、住宅のみに着目してということではなく全体像の議論をやりますよという意味なので、そういう議論ができるようになれば、かなりゴールに近いかと思いますね。

—— 今後百十万円の基本控除を上げるのではないかと思うのですよね。それでもっと贈与を促進するとか。

〈林〉 そうですよ。教育とか住宅とかかなり使命を終えてきているので、全体的な議論を行う中で、これらの見直しの代わりに、

百十万円を下げるという考えはあると思います。

—— 続いて消費税についてですが、税理士会として一番危惧しているのは、免税事業者の仕入税額控除が控除できなくなるということだと思います。これは四年前に宮沢先生(元自民党税調会長)にお聞きしたのですが、中小企業がそれを排除されることを一番危惧している。もうひとつは、今のいわゆる帳簿方式と言われている計算を我々は日々やっているのですが、インボイスと比べてどう違うのかなと思うのですが。実務感覚から言うと今の帳簿方式でやってもそんなに差は出ないかと思っています。もちろんインボイスの方が一円まで確定するので、正しいのは間違いなかなと思います。ただ、我々が三十年間税務申告をしていて、インボイスでやるのと帳簿方式でやるのと、どれだけ税額に差が出るのかというと、ほとんど差が出ないかと思っています。それなのに、膨大な手間をかけてインボイスを導入するというのはすごく抵抗があります。特に我々だけではなく、納税者の事務負担が大幅に増加する

中で、二〇二三年からなので帳簿方式を残すという選択肢はないのでしょうか。

〈林〉 帳簿方式との差が「ほぼ」というのは、何円かの単位で差が出るということですか？

—— 切り上げ、切り下げなどもありますので、規模が大きくなればそれなりにやっているのですが、中小企業の場合で言うところインボイスでやらなくてもおそらく数万円しか出ないと思います。そうなのに、事務コストを大幅にかけてインボイスをやる必要が本来にあるのでしょうか？また、商品価格の総額主義が四月一日から完全に強制されたりして準備に入っているのだからとは思いますが、今、インボイスを導入するのがどうなのかと思います。中国とかヨーロッパに行っても、インボイスというのはすごい大変ですよ。発票をもとに一括表を作ったりとか。

〈林〉 物理的に言うところ帳簿方式でも請求書を出すわけですよね。インボイスが入った後も帳簿方式との接続には様々な配慮をしていますが、手間が違うというのは、ど

こが具体的に違うのでしょうか？インボイスを相手に送るという手間ででしょうか？

—— 例えば小規模な小売り業者に對しても全てそういう表示をさせたり、コンピューターシステムも変えなければならぬ場合もあります。また小規模な小売業者、サービス業者の中にはまだ手で伝票を書いているような人もいらっしゃるのが現状です。

〈林〉 なるほど。小売りでお客様さんが来た時にレシートを出さないようなところですね。

—— そういうところもありますし、いろいろな形態があると思います。

〈林〉 我々もまだ一字一句全部決めた訳ではないと思いますので、二〇二三年導入予定ですから、これ位でいいのだというイメージで大分議論していて、これなら例えば我々が普通にコンビニに行って買物をするような折に、これは軽減税率と書いてあって計算すればというのとほぼ変わらないようなものなので、私もいろいろなご意見を聞くのですが、先ほど申し上げた「松竹梅」の「梅」の人ですね、今まで帳簿をつけていない方

が「竹」になるに当たり、クラウド型になった時に手間がどれくらいなのかということを見ながらですね。デジタル化すると手間の差が実はあまりないのかなど。何でも売っている田舎の小売店でも、一回導入してやったりすると自動的に生成されますよね。商工会の中でもかなり小規模なところの人をどうするかという話を数年前に議論したこともあります。あとは、この金額より下の人はこの仕組みの義務化の下限を決めていたと思います。消費税そのものにも下限があるので、その下限より下の方たちをどうするかというのは、最終的に詰める時にありうる



と思います。この話と適用除外の話とデジタル化の話とで、本当に合理的な議論をしないといけないという認識はずっと持っているで、そこはあまりに煩雑で、中小企業や零細企業にとって過度な負担にならないようにしなきゃいけないと思います。

—— 特にインボイスだと一円まで出さないといけない。日本人ですからおそらくは合わせるとは思いますが、その手間も相当なもので、中小企業のデジタル化というのは部分的なものが多いです。今は帳簿に記載してあればOKなので、帳簿から逆算して計算しているような感じですからまだ楽なのです。ではインボイスで全額にどれだけ差があるかと言えば、おそらく差はそんなになく、最大数万円かなと。

〈林〉 変わると言ってしまうと、それはいいのか？と、どうしても出てしまうので、むしろそこは簡易方式で常にどんなルールでもありますから。いくら売り上げできるのかわかりませんが、そういうところで方式をやるというのは、インボイスの時も決めてな



かったでしょうか？ もう少し時間がありますので、何かものすごく事務処理が大変で、特に中小企業や零細企業が大変だということになるべくないように、検討しないといけないと思います。

——ちなみにインボイス導入にあたっての論点がありますか？

〈林〉 そうですね。基本的には導入予定ですから、法律レベルでの議論は基本的に残ってなかったかと思えます。

——税理士法改正についてですけども、大綱の検討事項にありました、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するということと、多様な人材の確保、

税理士の信頼を向上する。具体的には税理士法改正とはどのようなことを念頭に置かれているのでしょうか？

〈林〉 これは税理士の皆様からのご要望を聞きながら、まさにここにあるように業務環境や納税環境のデジタル化対応ということが非常に大きいので、むしろ我々がこうあるべきというよりは、政府の方でしっかりと要望を聞いて、その中で改正をしていく。税制調査会としてはそれを視野に入れて、それに対応して必要なことをやるということですよ。必ずしも税制調査会が決めるということではなくて、税制そのものはここでやりますけども、税理士の制度というのは我々というよりも財政金融部会で議論があるし、そこでは当然のごとく税理士の皆さんのご意見を聞いていくということになっていくと思えます。

——今、時代の流れとしてIT化が進む中、事務所に向かず在宅で仕事ができる環境になっていますが、税理士法ではいわゆる二か所事務所を禁止しています。また、署名押印の廃止や、多様な人材の

確保のための資格制度の見直し、非公式ですが今のところこの三つが次期税理士法改正における改正事項として税理士会の上上がってきています。今回の大綱の表現は、こういったことを汲んでいただいて書かれたのかなあと思いました。

〈林〉 まさに今仰ったとおり、業務環境・納税環境の電子化を目指すためこのような表現になっていますので、おそらくそのような意向を取り入れて進められると思います。ただ、私のこれまでの経験で申し上げますと業際の取り決めですね。例えば弁護士さんとの間はどうするか？そういう懸案事項があると様々な調整をしないといけません。私も過去に弁護士さんと行政書士さんとの間の調整事項でかなり苦慮したことがあります。そういうことがなく国税庁と税理士会の間で時代に合わせた協議がなされた結果であれば、基本的に反対する必要はないのではないかと思います。

——それでは政府税調との関係についてお聞きします。『税理』という専門雑誌を読んでいたら、も

ともと贈与税の議論というのは令和元年に政府税調の方から出てきたということが書いてあったのです。政府税調は租税の専門家というか大学教授の方が多く議論のお好きな方が多いので、おそらくそういうところから出たのかなと思ったのですが、政府税調と自民党税調の関係はどのようなものなのでしょうか？

〈林〉 昔、有名な山中会長の時に「我々、政府税調は軽視しません。無視します」というご意見がありました。そのことが頭にあって、去年の税調の時に甘利会長が「しっかりと意見を承ります」と言って笑いを誘う場面がありました。それが冗談として、岡本委員長の間違った通り、政府税調はどちらかというと税の専門的学者の先生を中心にいるいろいろな分野の方が入っておられて、一般の方とか企業の方の意見を聴けるような仕組みになっていきますが、どちらかという税の理論体系を見ながら中長期的に大きな方向性を議論していけるというのが政府税調です。党の税調の方は、例えば「今年のビールの税金をどうする

か？自動車の税制はどうするか？」といった国民の生活・経済の流れを見て実際の金額を決めなければいけない。そういう業界との調整も含め毎年の税制を決めさせていただくというのが政府税調と違うところであり、党の政治の役割だと認識しています。「政府税調ではこういう議論になっています」というコメントは、党税調でも随時聞いて参考にさせていただきながら進めています。中長期的にこちらの方向でという、先程のIRAの話についても政府税調のご紹介を党税調が受け、諸外国での取扱いを比較検討して、政府税調で理論的に詰めた議論をしていただいている部分があります。

——我々が税制建議を作成するに当たっては、公平・中立・簡素という観点のもと検討をしております。政府税調と同じ見方といえますね。与党税調では政策的な観点から提言をされており、両税調のバランス感覚の集大成が大綱となるわけですね。

〈林〉 その通りです。税制の理想的な姿を政府税調でご議論いただいています。聞いているとわかる

のですが、大半は「税金を負けてくれ」という議論ですね。若干違うのは、総務部会というところは総務省でもあるので、地方税制・地方財源については中立するというスタンスです。これが面白いことに、財政金融部会で国の財源を確保しろと言う人は一人もいません。逆に言えば、いろいろな要望を聞きながら一〇〇%全部聞きますと税金がなくなってしまうので、なんとか国税も含めた税財源の確保というのが税制調査会の幹部の共通認識です。ただ、時々状況に応じて経済政策に対する要請とか社会的いろいろな要請に応じて、最終的に政治判断が必要の部分、今年で言えば固定資産税を理論上は細かく切って土地が上がったところほどれくらいやるかという議論をかなりしました。最終的にはコロナでこれだけみなさん苦しんでおられ、固定資産税の性格上、収益があらうがなかろうが出ていくということ、地価が上がったところについては全部据え置くといい、ある意味ではかなり政治的な決着をしたという。これが一番苦労したところです。税

の理屈から言えば、市長さんはその街の魅力を高めるためにいろいろな施策をやられて、その結果、魅力的な街ができて企業なりいろいろな方に来ていただいて、土地の値段が上がるといのが固定資産税の三年の見直しで反映されているわけですね。だから、街づくりの通信簿でもあるので、せつかく上がったのに「上がるのはだめです」と言うのは市長さんにとつては非常に残念な話なのですが、今回はこういう状況で百兆円の当初予算に対して八十兆円も補正を組んでいろいろなことをやっている時に、固定資産税だけはいつも通り頂きますとはなかなか言えないということもあり、今年は据え置くといい判断をしました。このような判断は党でやらないと難しいだろうと思います。

——固定資産税というのは市町村の財源の中でも恐らく相当重要な財源ですね。その中で、反論というものはなかったのですか？

〈林〉 党内でも総務部会という地方自治を担当される先生方からは、しっかりとメリハリをつけて上がったところについては、一定の

負担措置をちゃんとやれという意見は当然出てきました。一方ででは複数の方からは「みなさん苦労されているので」ということで、最初の頃は一月一日時点の評価ということでしたが、コロナが三月位から始まっているので、しかも七月に中間的にやった調査では土地の価額が下がっています。したがって一月がピークだったのか、本来のピークは三月位じゃないかと。そうすると実はグラフで書くところなのですが、一月から七月へ行くと値段の平均はこの辺(直線の中点)になるのですが、一月



から三月の間にもっと土地の価額が上がって、四月から七月の値段が下がった場合に傾きがもっと急激になるので、この三年間の平均価格はもっと下がるわけですね。

だからそれについて国交省などは急激なカーブと推計して持つてくるし、総務省は「いやいやこの数値です」ということがあったわけです。いろいろな調査をやつて数字を見て議論したのですが、最終的には減税にはならない、据え置きですから。土地が本年一月一日時点でも下がっているのは予定通りですけども、上がった分は据え置くといいかたちで、ある意味すつきりしました。そうしないと、細かくやるほど線引きの説明が難しくなります。どんなに理屈的に正しくても、線を引くと払う人と払わない人が出てきて、必ずそこから文句が出るだろうという判断をしました。

——それでは最後になりますが、毎年税理士会が後援会を通して税制改正要望の建議をさせていただいておりますが、これについてのご感想を伺いたいのと、中国税理士会には約三千名の税理士がいま

すので、その税理士に対して期待する点をお聞かせください。

〈林〉 まずは、毎年建議を頂きありがとうございます。いつも背筋の伸びる思いで聞かせていただいております。要望という先ほど申し上げた通り、減税の要望がほとんどでございますので、その中で税理士会が「税制はこうあるべき」という激論をしっかりと建議していただけるのは、大変重要なことだと思っております。我々は現実的な減税のご要望とあるべき税制の中なるべく理想に近いところで、現実の要望を吟味していくというのが使命だと思っております。今後ともあるべき姿をしっかり議論していただいて、デジタル化など時代が変わっていきますので、これは税の実態面でも手続き面でも影響があると思いますし、デジタルやグリーンを通じて社会が変わっていく中で最先端の現場におられるということで、それぞれの税理士の先生方には専門家として、税という、すぐに思い浮かぶのは国税ですけども、政府全体と納税者たる国民の間を繋いでいただいているその役割にご期待を

するところ大であります。先程会長からは、そもそも政治に関心を持つていただくというのが第一目であるという仰いましたが、そうやって繋いで集約された税金が、国費としてどういうところに使われていくのかということ、回り回って国民のみなさまに政治に関心を持つていただくことと裏表と思いますし、それが一〇〇%ではないにしろ、ある程度納得感を持つていただかないと納税意識の高まりにつながっていかないといいことがあると思います。ある意味、民主主義の大事な根幹的な部分を支えていただいていると思っておりますので、引き続き、税理士法の改正も視野に入れて、現場でのご奮闘を期待申し上げます。



令和3年度与党税制改正大綱等に取り上げられた建議項目等

| 項 目 | | 分 類 |
|--|----------------------------------|-----|
| ■重要建議項目 | | |
| 1. 適格請求書等保存方式の見直し | | |
| 2. 基礎的な人的控除のあり方と所得計算上の控除から基礎控除へのシフト | | |
| (1) 基礎的な人的控除のあり方の見直し | | △ |
| (2) 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト | | △ |
| 3. 「災害損失控除」創設と災害等による相続時精算課税適用財産の価値下落時の救済措置 | | |
| (1) 「災害損失控除」の創設 | | |
| (2) 相続時精算課税における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置 | | |
| ■基本的な考え方 | | |
| 【所得税】所得控除の見直し 等 | | △ |
| 【中小法人税制】事業の存続や新規事業への取組に対する継続的な税制上の支援 等 | | ○ |
| 【法人税】租税特別措置の整理 等 | | △ |
| 【消費税】単一税率制度の復活と適格請求書等保存方式の見直し、非課税取引の範囲縮小、基準期間制度の廃止と申告不要制度の創設 等 | | |
| 【相続税・贈与税】世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討 等 | | ○ |
| 【地方税】税源の偏在性のない地方税制の構築 等 | | △ |
| 【納税環境整備 他】経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備、カーボンプライシングの導入に向けた検討 等 | | △ |
| 【国際税制】GAARではなく個別要件規定による租税回避対応、義務的開示制度導入の慎重な検討と事務負担配慮 等 | | |
| 【災害対応税制】災害損失が十分救済される税制の創設、地方自治体での災害税制専担者の育成 等 | | |
| ■建議項目 | | |
| 所得税 | 1. 公的年金等に対する課税の見直し | △ |
| | 2. 医療費控除の見直しと年少扶養控除復活 | |
| | (1) 医療費控除 | |
| | (2) 年少扶養控除 | |
| 中小法人税制 | 3. 業務用不動産の譲渡損失の損益通算制度の見直し | |
| | 4. 事業に専従する親族がある場合の必要経費特例の対象拡大 | |
| | 5. 減価償却における定率法と定額法の選択適用の維持 | ◎ |
| | 6. 軽減税率の適用維持及び適用範囲の拡大 | △ |
| 法人税 | 7. 研究開発税制の見直し | |
| | 8. 同族会社の留保金課税制度の廃止 | |
| | 9. 受取配当等の全額益金不算入 | |
| | 10. 確定決算主義の尊重と役員給与に係る損金算入規定等の見直し | |
| | (1) 役員給与 | |
| | (2) 退職給付引当金・賞与引当金 | |
| 消費税 | (3) 貸倒引当金 | |
| | 11. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ | |
| | 12. 交際費等の損金不算入制度の見直し | |
| | 13. 軽減税率制度の廃止 | |
| 相続税・贈与税 | 14. 基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告不要制度の創設 | |
| | 15. 簡易課税制度の見直し | |
| | 16. 仕入税額控除制度における「95%ルール」の適用要件緩和 | |
| | 17. 取引相場のない株式等の評価の適正化 | |
| 贈与税 | 18. 相続税の更正の請求に関する特則事由の見直し | |
| | 19. 連帯納付義務の廃止 | |
| | 20. 相続時精算課税制度の見直し | |
| | (1) 小規模宅地等の特例の適用 | |
| (2) 特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の課税関係 | | |

| 項目 | | 分類 |
|---------------------------|-------------------------------------|----|
| 地方税 | 21. 償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し | |
| | 22. 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化 | ◎ |
| | 23. 個人住民税における出国年に係る所得への課税の検討 | |
| | 24. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止 | △ |
| | 25. 個人事業税の課税対象事業及び税率の見直し、事業主控除額の引上げ | |
| 納環境整備 | 26. 税務手続の電子化推進のための環境整備 | |
| | (1) マイナポータルと e-Tax の連携 | |
| | (2) 支払調書制度の見直し | |
| | (3) 電子帳簿等保存制度の普及 | ◎ |
| | (4) 各税法における電子申告の位置付けの見直し | |
| | (5) 納税のキャッシュレス化への対応 | ○ |
| | (6) 税理士が代理送信を行う場合の電子署名に関する取扱い | |
| 27. 個人番号制度の見直しと個人事業者番号の導入 | | |
| 28. 財産債務調書の提出期限等の見直し | | |
| 国際税制 | 29. 相続税に関する租税条約の締結 | |
| | 30. 外国税額控除における控除限度超過額等の繰越期間の延長 | |
| 震災対応税制 | 31. 災害損失特別勘定の損金及び益金算入に関する適用要件緩和 | |
| | 32. 東日本大震災に係る震災特例法の追加措置 | |
| | (1) 原子力損害賠償制度による収入と損失の平準化等の措置 | |
| | (2) 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和 | △ |

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書

| | |
|---------------------------------------|---|
| I 納税の減免・免除及び期限の延長関係 | |
| 1. 欠損金の取扱いの拡充 | |
| ① 中小法人等の青色欠損金の取扱いの拡充（法人税） | △ |
| ② 災害損失欠損金の範囲の拡充（法人税） | |
| ③ 中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充（法人税・地方税） | |
| 2. 純損失等の取扱いの拡充 | |
| ① 純損失の繰越控除の拡充（所得税） | |
| ② 純損失の繰戻還付制度の拡充（所得税・地方税） | |
| ③ 業務用不動産の譲渡の取扱いについて（所得税） | |
| 3. 法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割額の減免・免除（地方税） | |
| 4. 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長（相続税・贈与税） | |
| II 法令等の解釈に関する事項 | |
| 5. 役員給与の改定（法人税） | |
| III 企業再建等を支援するための措置 | |
| 6. 中小企業経営強化税制（C 類型）の適用要件の緩和 | |
| 7. 債権放棄が行われた場合の取扱い | |
| ① 債権放棄をした債権者の取扱い | |
| ② 債務免除を受けた債務者の取扱い | |

[参考] 建議書以外の要望事項等で大綱に取り上げられた項目

| | | |
|-------|---|---|
| 納環境整備 | 添付書類等のイメージデータによる送信について改善を図ること（電子申告に関する要望事項 e-Tax 編） | △ |
| | e-Tax で利用可能な税目・手続きを拡大すること（電子申告に関する要望事項 e-Tax 編） | ○ |
| | 作成可能な書類を拡大すること。（電子申告に関する要望事項 eLTAX 編） | ○ |
| | 地方税共通納税システムの利便性を向上させること（電子申告に関する要望事項 eLTAX 編） | |
| | (1) 対応税目の拡大 | ○ |
| | (2) 納付手段の拡充 | ○ |

伊木米子市長 再選へ

令和三年四月十八日（日）施行の米子市長選挙に現職の伊木隆司市長が立候補を表明した。税理士会員でもある伊木市長の再選のため地元鳥取県税政連では早期に支援体制を構築し、前回同様中国税政連とともに推薦を決定した。三月二十九日（月）には、中尾鳥取県税政連会長、岸本幹事長ほか後援役員が後援会事務所に向い、推薦状を手交するとともに必勝祈願を行った。

伊木市長は、交通基盤の充実と災害に強いまちづくり等七つの柱を包含した「任んで楽しいまちづくり・第二章」を公約に掲げ、ネット等で情報発信を展開。一期四年の実績そして市民・後援団体との間に培われた厚い信頼関係の前に他の立候補者はなく、米子市において初めて（旧市時代からは二十六年ぶり）の無投票当選となった。



■ 後援会助成金の交付要件について ■

中国税政連では後援会活動の一助として、「税理士による国会議員等の後援会に関する規程」及び「地区税理士政治連盟及び税理士による国会議員等の後援会に関する活動等の基準」に基づき、規定の報告書類を提出された後援会に対し、毎年、各地区税政連を経由して**後援会助成金**を交付しています。

この報告書類の提出期限は**4月30日**となっています。上記規程等を再度ご確認ください。同報告書類を期限内に作成・提出してください。

〈参考〉地区税理士政治連盟及び税理士による国会議員等の後援会に関する活動等の基準

（存続要件）

第9条 後援会は、県選挙管理委員会に提出した収支報告書の写（收受印のある表紙のみで可）を、毎年4月30日までに次の書類を添えて、地区税政連を経由して中国税政連会長へ提出しなければならない。

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 定期総会出席者名簿 | (2) 役員名簿（12月31日現在） |
| (3) 運動経過報告書 | (4) 収支報告書 |

（助成金交付基準）

第11条 中国税政連は、後援会に対し、後援会に関する規程第3条に基づく助成金を次の基準により交付する。ただし、当年4月30日において現職でない者の後援会に対する助成金は半額とする。

- (1) 第9条に規定する書類を提出した後援会に対して、次の①②の合計金額
- | | |
|--------|-------------------------------|
| ① 定額分 | 30,000円 |
| ② 人数割分 | 1,000円 × 後援会定期総会出席（委任状を除く。）人数 |

※以下省略

第49回（令和3年10月21日任期満了） 衆議院議員総選挙における 推薦候補者



次回の衆議院議員総選挙に際し、本連盟は令和2年12月23日に推薦審査会で、日税政では本年1月14日に正副会長会において、それぞれ次の18名を推薦候補者と決定しましたのでお知らせいたします。

- | | | |
|-------|-------|-------------|
| ■ 広島県 | 第1選挙区 | 岸田文雄（自由民主党） |
| | 第2選挙区 | 平口洋（自由民主党） |
| | 第3選挙区 | 斉藤鉄夫（自由民主党） |
| | 第5選挙区 | 寺田稔（自由民主党） |
| | 第6選挙区 | 佐藤公治（立憲民主党） |
| | 第7選挙区 | 小林史明（自由民主党） |
| | ■ 山口県 | 第1選挙区 |
| 第2選挙区 | | 岸信夫（自由民主党） |
| 第3選挙区 | | 河村建夫（自由民主党） |
| 第4選挙区 | | 安倍晋三（自由民主党） |
| ■ 岡山県 | 第1選挙区 | 逢沢一郎（自由民主党） |
| | 第2選挙区 | 山下貴司（自由民主党） |
| | 第4選挙区 | 橋本岳（自由民主党） |
| | 第5選挙区 | 加藤勝信（自由民主党） |
| | ■ 鳥取県 | 第1選挙区 |
| 第2選挙区 | | 赤澤亮正（自由民主党） |
| ■ 島根県 | 第1選挙区 | 細田博之（自由民主党） |
| | 第2選挙区 | 竹下亘（自由民主党） |

中国税理士政治連盟役員名簿

令和元年9月

| 役 職 名 | | 氏 名 | | | |
|-----------|-----------|---|--|-------|--|
| 会 長 | | 重 近 實 | | | |
| 副 会 長 | | 藤 中 秀 幸 富 山 敬 介 細 木 貞 彦 | 伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎 | | |
| 総 務 | | 海老澤 孝 公 田 中 一 宏 | | 松 田 明 | |
| 幹 事 長 | | 井 上 博 夫 | | | |
| 副 幹 事 長 | | 篠 原 敦 子 梶 房 健 介 糸 賀 巧 | 柳 井 卓 正 岸 本 信 一 | | |
| 幹 事 | | 高 橋 誠 山 崎 安 造 荒 神 五 師 | 中 原 教 明 岡 本 倫 明 | | |
| 委 員 会 | 政 策 委 員 会 | 委員長 高 橋 誠 | 副委員長 藤 本 広 司 委員 垣 中 康 健 委員 森 脇 俊 樹 | | |
| | 財 務 委 員 会 | 委員長 中 原 教 | 副委員長 山 本 忠 生 委員 藤 野 照 子 | | |
| | 組 織 委 員 会 | 委員長 山 崎 安 造 | 副委員長 若 松 繁 夫 委員 岸 本 充 博 | | |
| | 広 報 委 員 会 | 委員長 岡 本 倫 明 | 副委員長 國 平 敏 朗 委員 杉 本 芳 樹 委員 楠 部 誠 | | |
| | 後援会対策委員会 | 委員長 荒 神 五 師 | 副委員長 矢 尾 井 敏 廣 委員 小 泉 尚 志 委員 森 末 英 男 委員 小 谷 昇 | | |
| 会 計 監 事 | | 毛利山 正 行 三 宅 典 夫 川 上 眞 次 | 星 野 泰 輝 岩 倉 恭 司 | | |
| 会 計 責 任 者 | | 中 原 教 | | | |
| 推 薦 審 査 会 | | 委員長 藤 中 秀 幸 委員 富 山 敬 介 委員 細 木 貞 彦 委員 重 近 實 | 副委員長 伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎 井 上 博 夫 | | |
| 顧 問 | | 小早川 隆 幸 国 富 樫 雄 原 田 啓 吾 杉 山 文 成 | 島 原 順 良 久 保 雅 典 灘 博 明 | | |
| 相 談 役 | | 齋 藤 慎 悟 桑 原 添 一 尾 添 憲 男 | 石 高 雅 美 松 本 正 福 | | |

税理士による国会議員等後援会一覧

令和2年10月5日現在
(順不同・敬称略)

■国会議員 (※「選挙区等」は前回選挙における当選選挙区を示す。)

| 後援会名 | 所属政党 | 選挙区等 | 事務所 | | | 後援会長 | 幹事長 |
|-----------------|------|----------|----------|--------------------------|--------------|-------|-------|
| | | | 〒 | 住所 | TEL | | |
| 税理士による岸田文雄後援会 | 自民 | 広島1区 | 730-0003 | 広島市中区白島九軒町1-14 | 082-227-3052 | 山中 伸介 | 楠部 誠 |
| 税理士による平口洋後援会 | 自民 | 広島2区 | 730-0051 | 広島市中区大手町3丁目3-6-202 | 082-245-1928 | 原田 啓吾 | 加賀田佳男 |
| 税理士による寺田稔後援会 | 自民 | 広島5区 | 737-0143 | 呉市広白石1丁目1-6 | 0823-74-2177 | 山田 毅美 | 福島慎太郎 |
| 税理士による佐藤公治後援会 | 立憲 | 広島6区 | 722-0014 | 尾道市新浜2丁目2-21 | 0848-23-3466 | 岡村三千男 | 瀬尾 暁史 |
| 税理士による小林史明後援会 | 自民 | 広島7区 | 726-0013 | 府中市高木町449-4 | 0847-45-5702 | 定金 孝幸 | 占部 圭祐 |
| 税理士による高村正大後援会 | 自民 | 山口1区 | 745-0807 | 周南市城ヶ丘2丁目1-31 | 0834-28-3311 | 松田 明 | 合田 賢治 |
| 税理士による岸信夫後援会 | 自民 | 山口2区 | 740-0017 | 岩国市今津町2丁目14-15 | 0827-24-4030 | 北村 和幸 | 柳井 卓正 |
| 税理士による河村建夫後援会 | 自民 | 山口3区 | 755-0026 | 宇部市松山町2丁目7-15 | 0836-31-7950 | 原田 鉄也 | 権藤 和幸 |
| 税理士による安倍晋三後援会 | 自民 | 山口4区 | 751-0855 | 下関市稗田西町16-1 | 083-252-1960 | 石光 孝英 | 杉本 康平 |
| 税理士によるあいさわ一郎後援会 | 自民 | 岡山1区 | 700-0028 | 岡山市北区絵図町3-15 | 086-252-3961 | 田中 一宏 | 岸本 充博 |
| 税理士による山下たかし後援会 | 自民 | 岡山2区 | 700-0907 | 岡山市北区下石井2丁目8-6 | 086-222-7830 | 横山 雅一 | 中川 健一 |
| 税理士による橋本岳後援会 | 自民 | 岡山4区 | 710-0824 | 倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内 | 086-425-7290 | 妹尾 盛司 | 大内 和明 |
| 税理士による加藤勝信後援会 | 自民 | 岡山5区 | 714-0081 | 笠岡市笠岡5106 | 0865-62-2613 | 江原 和之 | 岡本 章 |
| 税理士による石破茂後援会 | 自民 | 鳥取1区 | 680-0846 | 鳥取市扇町54 | 0857-22-0525 | 葉狩 弘一 | 録澤 哲雄 |
| 税理士による赤沢ようせい後援会 | 自民 | 鳥取2区 | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F | 0859-32-4795 | 松本 正福 | 中村 剛士 |
| 税理士による細田博之後援会 | 自民 | 島根1区 | 690-0825 | 松江市学園2丁目18-27 | 0852-26-1360 | 矢尾井敏廣 | 田中 真 |
| 税理士による竹下亘後援会 | 自民 | 島根2区 | 693-0002 | 出雲市今市町北本町5丁目4-28 | 0853-21-4030 | 重本 泰徳 | 糸賀 巧 |
| 税理士による齊藤鉄夫後援会 | 公明 | 比例区 | 732-0811 | 広島市南区段原2丁目4-16 | 082-262-1024 | 大西 龍夫 | 西山 健三 |
| 税理士による宮沢洋一後援会 | 自民 | 参議院・広島 | 721-0973 | 福山市南蔵王町1丁目11-12-101 | 084-926-0034 | 齋藤 慎悟 | 羽原 伸悟 |
| 税理士による林芳正後援会 | 自民 | 参議院・山口 | 750-0081 | 下関市彦島角倉町3丁目16-12 | 083-266-4009 | 中尾 友昭 | 藤上 博之 |
| 税理士による江島潔後援会 | 自民 | 参議院・山口 | 742-0417 | 岩国市周東町下久原411-4 | 0827-84-3694 | 藤中 秀幸 | 坂井 孝義 |
| 税理士によるまいたち昇治後援会 | 自民 | 参議院・鳥取島根 | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F | 0859-32-4795 | 鶴田 和彦 | 山本 博敏 |
| 税理士による青木一彦後援会 | 自民 | 参議院・鳥取島根 | 693-0014 | 出雲市武志町1017 | 0853-21-4539 | 細木 貞彦 | 安原 満 |
| 税理士による片山さつき後援会 | 自民 | 参議院比例 | 735-0012 | 安芸郡府中町八幡1丁目4-28 | 082-284-5714 | 田村 好孝 | 椎野 年雅 |
| 税理士による片山虎之助後援会 | 維新 | 参議院比例 | 700-0816 | 岡山市北区富田町1丁目9-19 | 086-222-5913 | 国富 檀雄 | 姫井 繁彦 |

■地方公共団体

| | | | | | | | |
|----------------|-----|-------|----------|---------------------------------|--------------|-------|-------|
| 税理士によるゆざぎ英彦後援会 | 無所属 | 広島県知事 | 731-0101 | 広島市安佐南区八木二丁目12-34 税理士法人上原会計内 | 082-873-3731 | 川本 泰清 | 上原 博行 |
| 税理士による村岡嗣政後援会 | 無所属 | 山口県知事 | 740-0017 | 岩国市今津町2丁目14-15 | 0827-24-4030 | 藤中 秀幸 | 柳井 卓正 |
| 税理士による松井一實後援会 | 無所属 | 広島市長 | 730-0002 | 広島市中区白島中町9-13 | 082-227-8882 | 杉山 文成 | 大場 史郎 |
| 税理士による伊木たかし後援会 | 無所属 | 米子市長 | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F | 0859-32-4795 | 中村 剛士 | 播間 光広 |

■非現職 (※「選挙区等」は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

| | | | | | | | |
|---------------|----|--------|----------|-----------------|--------------|-------|-------|
| 税理士による溝手顕正後援会 | 自民 | 参議院・広島 | 730-0052 | 広島市中区千田町2丁目2-11 | 082-242-0090 | 中川 郁夫 | 岡田 英明 |
|---------------|----|--------|----------|-----------------|--------------|-------|-------|

後援会へのご入会について

令和3年5月
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、本連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおり、現在30の後援会が結成されています。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

■ 入会を検討中の後援会（「記入欄」に○印をお付けください。）

| 後援会名 | 選挙区等 | 記入欄 | 後援会名 | 選挙区等 | 記入欄 |
|------------|------|-----|-----------|-----------|-----|
| 岸田文雄後援会 | 広島1区 | | 細田博之後援会 | 島根1区 | |
| 平口 洋後援会 | 広島2区 | | 竹下 亘後援会 | 島根2区 | |
| 寺田 稔後援会 | 広島5区 | | 斉藤鉄夫後援会 | 比例区 | |
| 佐藤公治後援会 | 広島6区 | | 宮沢洋一後援会 | 参議院 広島 | |
| 小林史明後援会 | 広島7区 | | 林 芳正後援会 | 参議院 山口 | |
| 高村正大後援会 | 山口1区 | | 江島 潔後援会 | 参議院 山口 | |
| 岸 信夫後援会 | 山口2区 | | まいたち昇治後援会 | 参議院 鳥取・島根 | |
| 河村建夫後援会 | 山口3区 | | 青木一彦後援会 | 参議院 鳥取・島根 | |
| 安倍晋三後援会 | 山口4区 | | 片山さつき後援会 | 参議院比例 | |
| あいさわ一郎後援会 | 岡山1区 | | 片山虎之助後援会 | 参議院比例 | |
| 山下たかし後援会 | 岡山2区 | | ゆざき英彦後援会 | 広島県知事 | |
| 橋本 岳後援会 | 岡山4区 | | 村岡嗣政後援会 | 山口県知事 | |
| 加藤勝信後援会 | 岡山5区 | | 松井一實後援会 | 広島市長 | |
| 石破 茂後援会 | 鳥取1区 | | 伊木たかし後援会 | 米子市長 | |
| 赤沢りょうせい後援会 | 鳥取2区 | | 溝手顕正後援会 | 非現職 | |

■ 入会関係書類送付先

■ 氏 名

皆様お誘い合わせの上、
ぜひご参加ください。

詳細は5月定期便のパンフレット
または中税協ホームページをご覧ください。

プロが選ぶ
日本の旅館100選
4年連続日本1位

「加賀屋」に
泊まる

能登の里海、信州の里山を巡る
奥能登・金沢・
信州4日間の旅



旅行期間 2021年9月23日(木・祝)~26日(日)

基本代金 199,000円(お一人様・2名1室利用)

中国税理士協同組合からの補助金

ゴールドサポートメンバー / 2万円

サポートメンバー / 1万円

イベント企画:中国税理士協同組合 福利厚生事業部

旅行企画・実施:株式会社日本旅行 広島支店

令和3年度版

人間ドックを受けましょう!

健康だから仕事ができる
皆様の健康管理のお手伝い

人間ドックを受診された方に
助成金を交付します!

人間ドック、健康診断、脳ドック、PET 検診、地域の特定健康診査・特定検診を受けた方は、受診から3カ月以内に、「健康管理助成金申請書」に領収書（写）を添付して、中国税理士協同組合に請求してください。

～ 中国税理士協同組合は、人間ドックの定期受診を推奨します ～



中国税理士協同組合

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

契約者貸付けの 利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は 差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外には差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



※詳しくはホームページまたはパンフレットをご覧ください

Be a Great Small.
中小機構

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

お問合せ 中国税理士協同組合
TEL: 082-246-0088

中退共

CHU TAI KYO
小企業退職金共済制度

中退共制度は中小企業のための国の退職金制度です



みなさんと

寄り添いながら

見守りながら

これからも
歩いて
ゆきます

パートタイマーや家族従業員も加入できます

安心・確実

掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税。
手数料も
一切かかりません。

簡単管理

社外積立型で管理が
簡単です。退職金試算額
もお知らせします。

ポータビリティ

離転職時に他の退職金共済
との間で退職金相当額の
移換も可能です。

初めての方にも
分かりやすい

ホームページで制度説明動画配信中!



ネットで
検索

中退共

検索

スマホで
検索



中退共
CHU-TAI-KYO

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL: 03-6907-1234 FAX: 03-5955-8211

独立行政法人労働者退職金共済機構
〒小企業退職金共済事業本部

「中退共契約申込書」は、中国税理士協同組合・事務局にありますのでご連絡ください ☎082-246-0088



中税協メールマガジンに登録すると お役立ち情報が届きます！

組合員・賛助会員の皆様に当組合のオトクな情報をメールマガジンで配信しています。書籍の割引情報や知っておくと便利な組合事業などタイムリーにお届けいたします。ぜひこの機会にご登録ください。

- 1 中税協ホームページ <https://www.chuzeikyo.or.jp> にアクセス

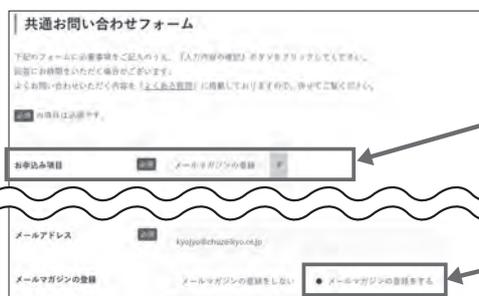
- 2 組合員専用ページにログイン



- 3 組合員専用ページの上部「お問い合わせ」をクリック



- 4 組合員名等の必須項目を入力、「メールアドレス」を入力して「メールマガジンの登録をする」にチェックを入れて、登録内容を送信してください



お申込み項目で「メールマガジンの登録」を選択

メールマガジンの登録

「メールマガジンの登録をする」を選択

● メールマガジンの登録をする

中国税理士政治連盟の皆様へ
次の世代につなげていきたいもの
それは 税理士同士の助け合い

新型コロナウイルス感染症にも対応

選べる医療保障
マイセレクト

所得補償

ハイパーメディカル



にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F
電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323
e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



今回の林義正議員のインタビューでは、世間では公にされていない税制改正に関する多様な情報を提供していただいた。大手の新聞社でもなかなかインタビューに接触できないと聞いています。

中国税理士政治連盟は、地区内に政治的にも税制においても有力な議員を多く抱えており、それぞれの地元の税理士による政治連盟がこれを支えている。

コロナの影響で林議員が今年になって初めて下関の地元に戻ってこられたとのこと。東京とは違った和やかな雰囲気、(オフレコも含めて) いろいろなお話を聞けたことは大変有意義であった。

特に、国際的な潮流を見据えた今後の贈与税制の大きな変更の予感、今後の退職金、公的年金、私的年金の課税関係の整理については、将来的な国民へのインパクトを考えると注視すべきテーマといえる。

今後も税制改正に関してこのようなインタビューの企画を継続していきたい。

岡本 倫明

昨年四月十六日に安部元総理が全国に緊急事態宣言を行ってからも一年がたとうとしている。

今でも全国で日々新型コロナウイルス患者が千名前後確認され、四次感染がささやかれていいる中、三月二十五日東京オリンピックの聖火リレーが、福島県をスタートし四か月間を駆け四十七都道府県を回る。

当事務所もこの一年、マスク、手洗い、うがいを励行し、コロナ感染もなく全員風邪もひかず何とか確定申告を乗り切ろうとしている。

私も、ひたすら密を避け、心ときめく夜の街にも行かず、日々、平穏な日常生活を送っている。早く国民全員がワクチンをうち、集団免疫ができることを願っている。

免疫といえばコロナ対策には、自然免疫力を高めることも必要と書かれていた本があり、それを読んでみると、一に食生活 二に腸内環境 三にストレス対策 四に運動 五に体温をあげると書いてあり、この中の三のストレス対策には、まず一番簡単なのが「笑う」こと、このためには楽しいことを考える。次に気にしすぎないこと、また、ある程度いい加減に生活することらしい。我々税理士は「いい加減に」仕事をやると、ひどい目に合うが、自分の生活は、ある程度でよいのではないかとと思う。ストレスをためず「ゆるり」と生活することも必要と考える。

昨年同様、桜の花は満開となる。

り、山々も芽吹き、淡い緑色に包まれてきている。自然を探索し、ゆるりと生きる気持ちを持つて、自然免疫力を高めていこうと思っている。マスクのない、皆様の笑顔に再びお会いすることを願ひながら。

國平 敏朗

この度、所得税の確定申告にて、関与先の電子申告を初めて行いました。青色申告会では、以前からやっています。関与先の申告は、今回が、初めての申告でした。システム自体は、三年ぐらい前から、導入しておりましたが、書面提出になっていたので、ついつい、やっています。しかし、この度、法改正にて、電子申告しないと、青色申告特別控除が、六十五万から五十五万円に引き下げられるということで、電子申告を導入しました。

段取りとして、利用者識別番号取得したり、いろいろと、各方面の方の指導を受けながら、何とか、電子申告をすることができました。その勢いのまま、法人の電子申告も、やってみました。地方税の申告の段取りも大変でしたが、何とか、そちらも、できるよいうになりました。その気になれば、なんでもできるということ、今回、学びました。

これからも、いろいろと挑戦していきます。

杉本 芳樹

編集後記を書くにあたりある程度ネタを仕込んでいたが、二日前に痛風を発症(笑)この日を忘れず、生活習慣改善をしていく決意として痛風について記事することにしました。

周囲に「痛風になっちゃいました。」と話しすると、決まって「いいもの食べてるんだね。」「贅沢病だね。」の返答。本人はそんなつもりはないのだが世間一般的にはそのようなイメージのようだ。尿酸値の状態がある程度続くと、尿酸の結晶が体のあちこちに沈着し始めます。尿酸は低温になるほど溶けにくく、結晶になりやすいため、低温である手足の関節に溶けきれなくなった尿酸が溜まり、痛風発作がおきるメカニズムだ。高血圧や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病や慢性腎臓病を合併しやすく、放置しておく心筋梗塞や脳卒中のリスクが高まるらしい。

今後は、病気とうまく付き合っていく必要があるが、なにしろ痛風初心者のため、食べ物全てが痛風の原因になるのでと恐れてしまう。やはり健康が一番。皆様も健康にお気をつけください。

楠部 誠